

令和5年度医療的ケア児支援に関する 市町村取組状況調査の結果について（概要）

令和6年2月7日
青森県健康福祉部障害福祉課

青森県医療的ケア児支援に関する市町村取組状況調査の概要

目的

市町村の取組状況を把握し、医療的ケア児支援に関する施策の検討（市町村に対する支援等）のための基礎資料とするため

調査日

令和5年12月

対象

県内40市町村
（障害福祉担当課※回答の際、母子保健担当課、保育担当課及び教育委員会と要調整）

調査方法

質問紙

回収結果

40市町村（回収率100%）

調査内容

- 1 コーディネーターの配置
- 2 医療的ケア児等の把握
- 3 庁内連携体制
- 4 災害対策
- 5 意見・要望

1 コーディネーターの配置

Q R5.12.1時点で市町村独自で「医療的ケア児等コーディネーター」を配置していますか

| | 配置している | 配置していない |
|-------|--------|---------|
| 40市町村 | 9 | 31 |

配置している市町村の状況

| | 市町村職員の仕事に含んでいる | 会計年度任用職員として任用している | 個人に委嘱し、都度謝金等に対応している | 法人等にコーディネーター事業を委託 |
|------|----------------|-------------------|---------------------|-------------------|
| 9市町村 | 3 | 1 | 1 | 4 |

配置していない市町村の状況

| | 令和5年度内に配置予定 | 令和6年度内に配置予定 | 配置予定だが時期は検討中 | 配置予定はなし※ |
|-------|-------------|-------------|--------------|----------|
| 31市町村 | 1 | 3 | 20 | 7 |

現に配置している又は令和6年度までに配置予定の市町村

13市町村

青森市、八戸市、十和田市、三沢市、むつ市、平川市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、東通村

※「配置予定はなし」とする理由

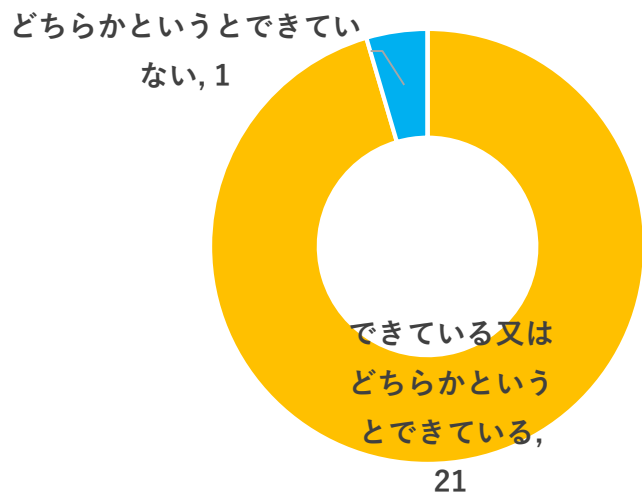
- ・自治体単独による配置は困難 (3)
- ・現時点で医療的ケア児がない。事例があれば対応したい (2)
- ・人員不足で対応困難 (1)
- ・関係機関や各課との連携により対応可能であるため (1)

2 医療的ケア児等の把握 その1

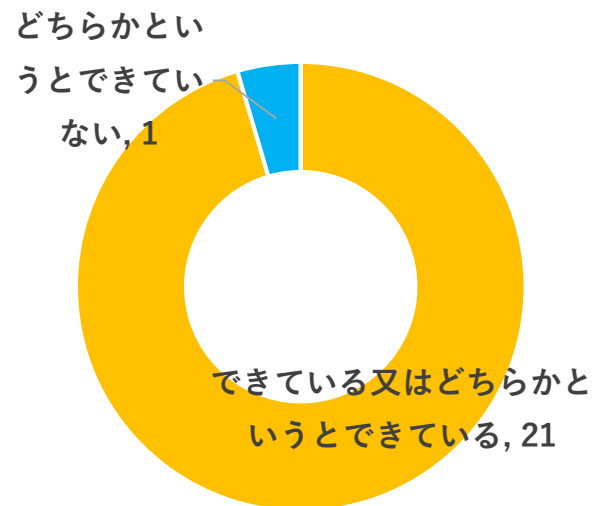
Q 医療的ケア児及びその家族を把握できていますか

回答：医ケア児がいると回答した市町村（22）

R4調査



今回調査

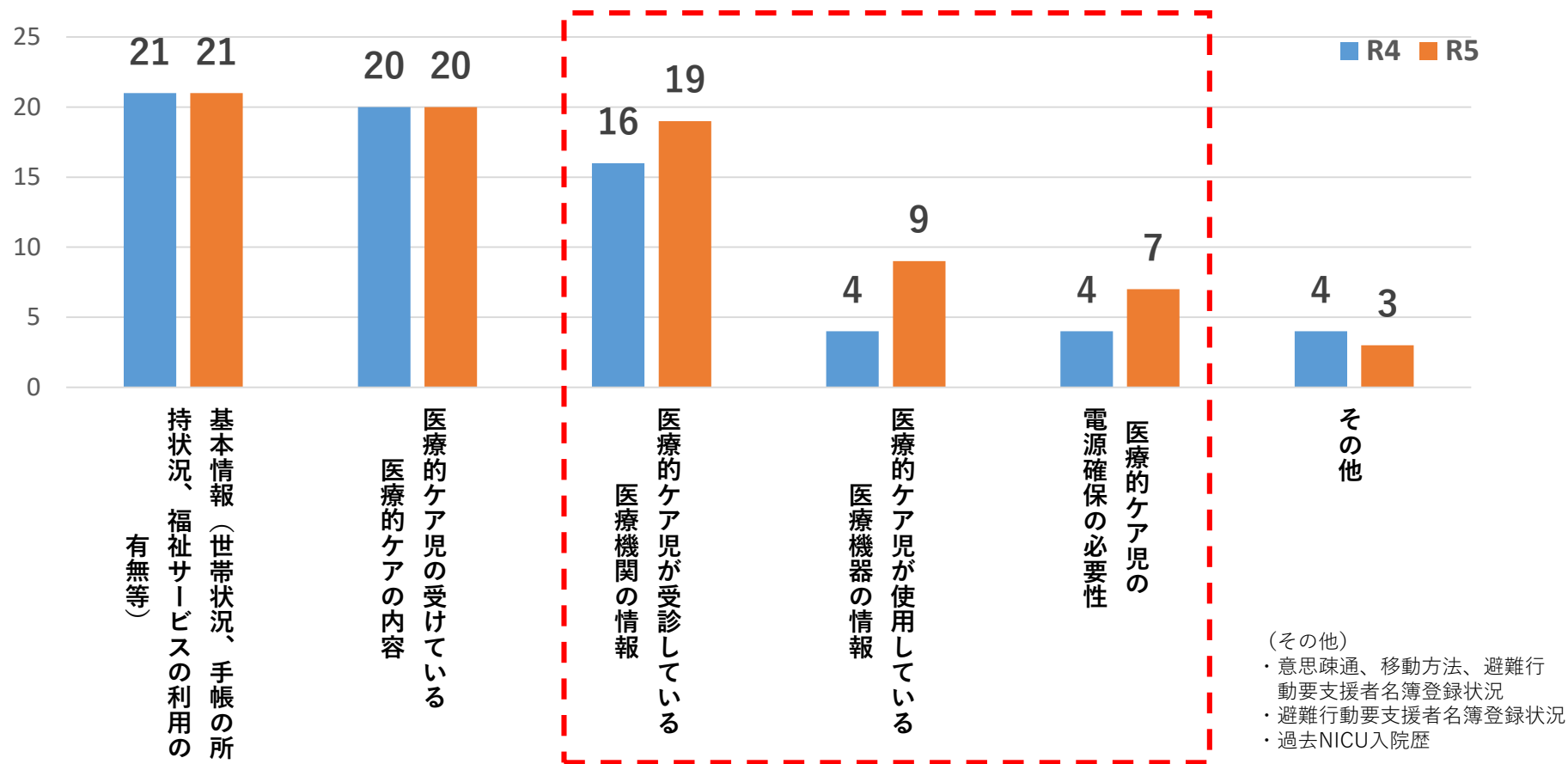


医療的ケア児及びその家族の把握が「できている」又は「どちらかというとできている」と回答した市町村の数は増減なし（21→21）

2 医療的ケア児等の把握 その2

Q 把握している情報について（複数回答有）

※前問のうち「できている」または「どちらかというどできている」と答えた市町村対象（R4、R5ともに21市町村）



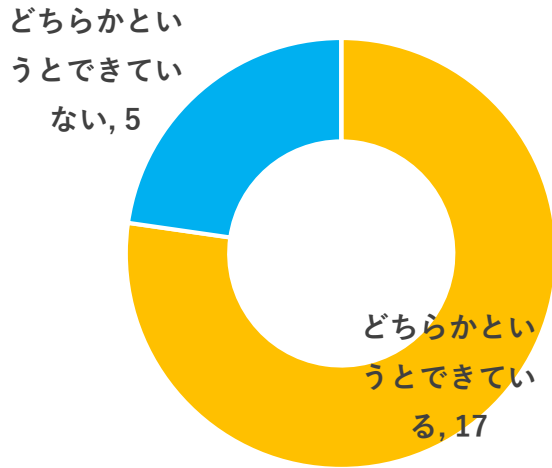
「受診している医療機関の情報」、「使用している医療機器の情報」及び「電源確保の必要性」について把握する市町村が増加

3 庁内連携体制 その1

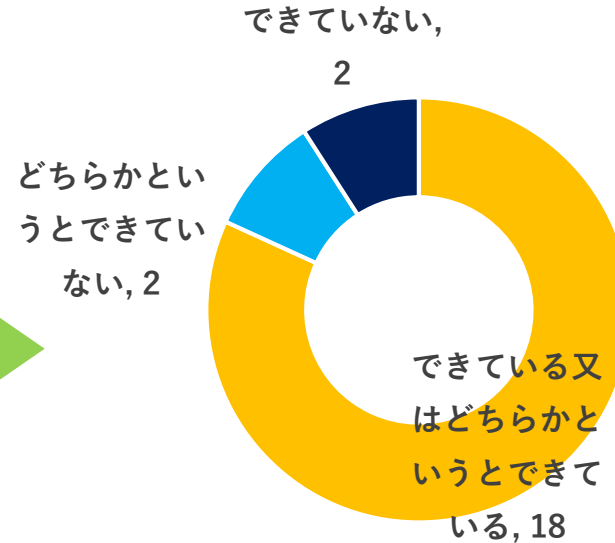
Q 自治体内で医療的ケア児支援体制に係る庁内連携ができていますか

回答数：医ケア児がいると回答した市町村（22）

R4調査



今回調査



<連携体制状況（18）>

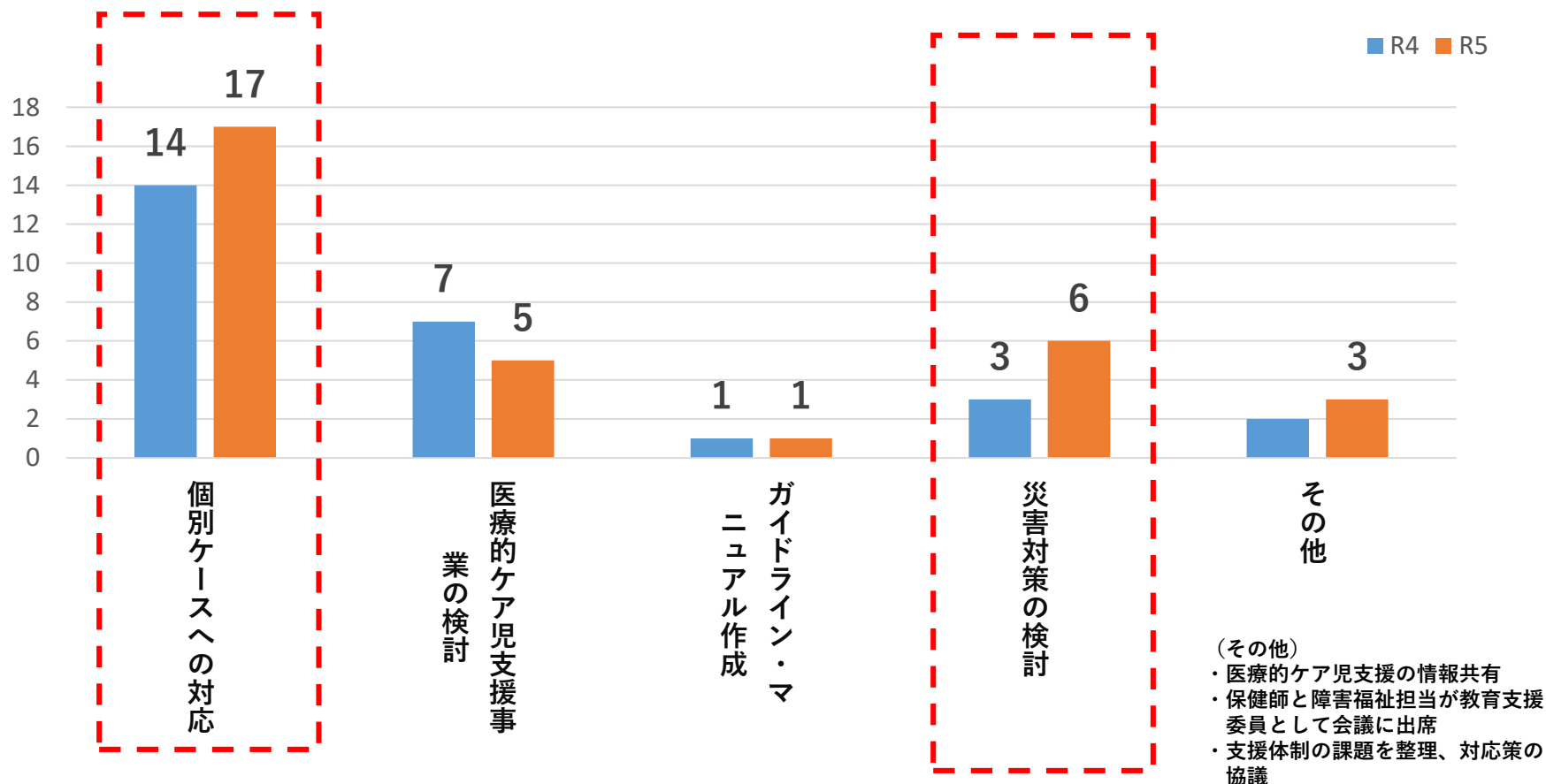
- ・ケースに応じて連携した事例あり（10）
- ・庁内連携チームや会議として整備（2）
- ・必要に応じて庁内関係課で情報共有（7）
- ・自立支援協議会に医療的ケア児支援部会を設置（1）

庁内連携が「できている」又は「どちらかというとできている」と回答した市町村が増加（17→18）

3 庁内連携体制 その2

Q 連携した内容（複数回答可）

※前問のうち庁内連携が「できている」または「どちらかというできている」と答えた市町村対象
(R4：17市町村、R5：18市町村)



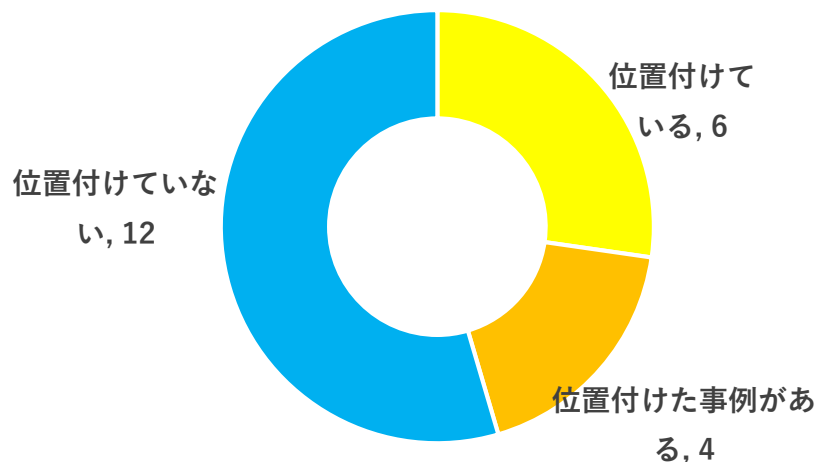
「個別ケースへの対応」や「災害対策の検討」について庁内連携に取り組む市町村が増加

4 災害対策について その1

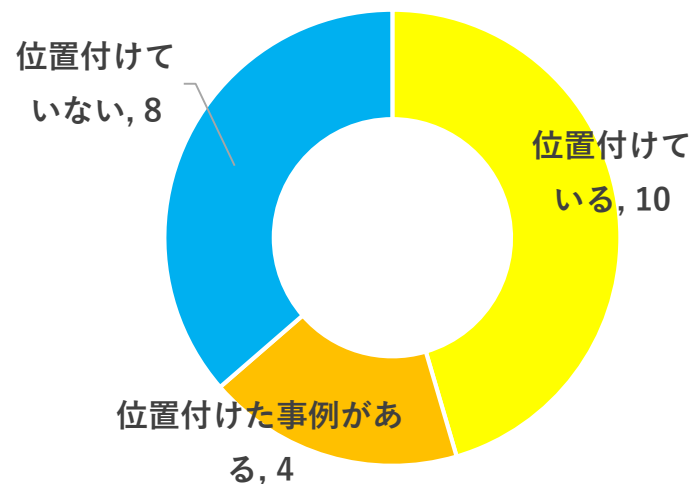
Q 避難行動要支援者に医療的ケア児を位置付けているか

回答：医ケア児がいると回答した市町村（22）

R4調査



今回調査



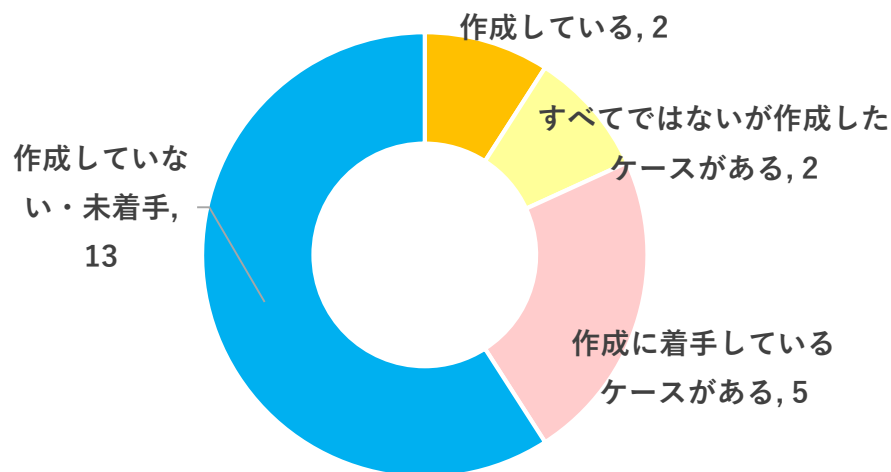
避難行動要支援者に管内の全ての医療的ケア児を位置付けていると回答した市町村が増加（6 → 10）

4 災害対策について その2

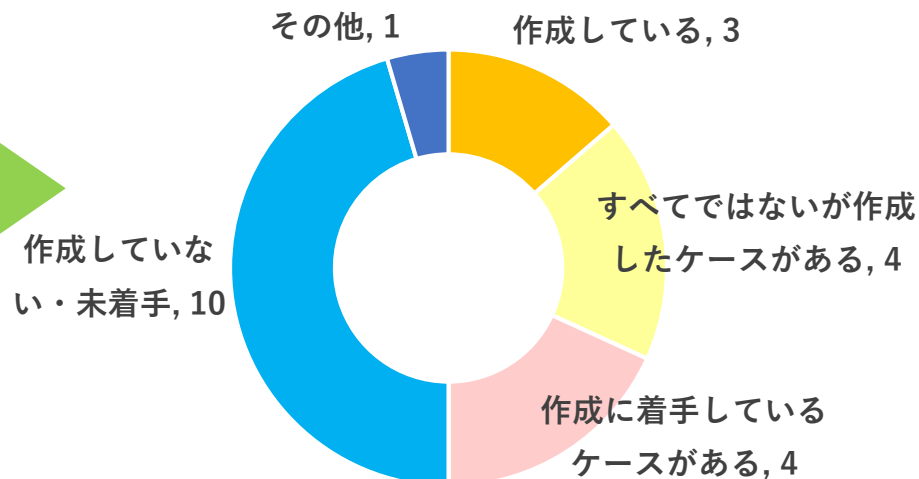
Q 医療的ケア児の災害時個別避難計画の作成について

回答：医ケア児がいると回答した市町村（22）

R4調査



今回調査



(その他)

・検討した結果、避難行動要支援者に非該当と判断

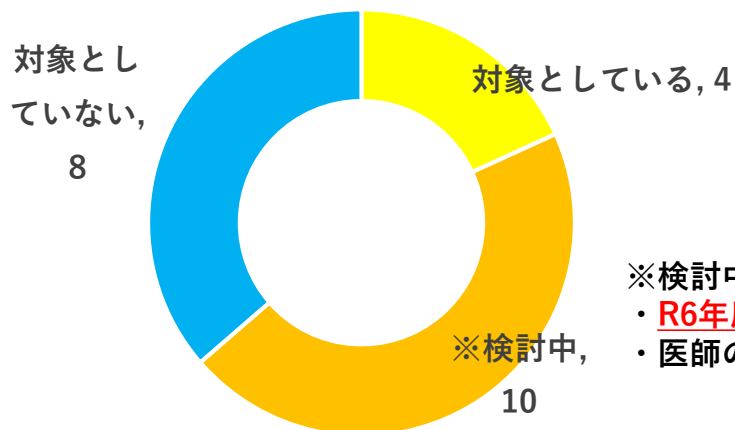
医療的ケア児の災害時個別避難計画の作成に取り組む市町村が増加（9 → 11）

R6.1.24付け青障第1332号「医療的ケア児の個別避難計画の策定について」より、県から市町村に対し、青森県小児在宅支援センター等と相談しながら、医療的ケア児の個別避難計画を速やかに作成するよう依頼

4 災害対策について その4 (令和5年度に新設した設問)

Q 災害時の電源対策について、発電機やバッテリー等を日常生活用具給付の対象としていますか。

回答：医ケア児がいると回答した市町村 (22)



※検討中の内容

- ・ R6年度から対象とすることで整理中 (4)
- ・ 医師の意見書等によりバッテリーを対象とすることを検討中

Q 医療的ケア児に対して行っているその他の災害対策

- ・ 停電時の対応マニュアルを配付 (十和田市)
- ・ 福祉避難所等への直接避難について検討中 (むつ市)

R5.11.29日付け青障号外により「地域生活支援事業（日常生活用具給付等事業）について」より、障害者総合支援法に定める地域生活支援事業における日常生活用具給付等事業の給付対象に在宅療養等支援用具等に使用できる発電機等の追加を検討するよう依頼

市町村に対する今後の取組の方向性

| 市町村における医療的ケア児支援の課題及び市町村からの要望 | 取組の方向性 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| コーディネーターの配置 | すでに実施している市町村の取組方法を周知する。 |
| 医療的ケア児等の把握 | |
| 庁内連携体制 | |
| <p>災害対策</p> <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別避難計画の策定方法 ・避難先までの移動手段 ・避難を行う支援者の確保 ・民生委員及び庁内会への医療的ケア児支援の周知 ・福祉避難所との調整 <p><要望></p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的なイメージが持てないためガイドラインが欲しい | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県庁においても、災害対策部署と個別避難計画作成等の取組に係る情報共有を行う等連携を図る。 ・ 個別避難計画の具体的な策定方法等については、小児在宅支援センター及び医療的ケア児等圏域アドバイザーによる助言を行う。 ・ 市町村対象研修会等の実施により、個別避難計画の策定方法を周知するほか、作成した市町村の取組事例を紹介する。 |
| <p>その他</p> <p><就学></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会の理解や協力等就学に係る受入が課題 ・小中学校における医療的ケア児支援の普及啓発 ・就学に向けた支援及びスケジュール <p><情報共有></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他市町村の状況を知りたい | <ul style="list-style-type: none"> ・ 就学については、県庁内においても引き続き教育庁と連携し就学支援に関する情報提供を行う。 ・ 引き続き、市町村の関係部署対象研修会等の実施により、県内市町村の取組好事例の横展開を図る。 |

青 障 号 外
令和5年11月29日

各 市 町 村 長 殿
(障害福祉担当課扱い)

青森県健康福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

地域生活支援事業（日常生活用具給付等事業）について

医療的ケア児支援施策の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月に開催しました青森県自立支援協議会医療的ケア児支援体制検討部会において、部会委員より、医療的ケア児の災害時の備えとして、発電機購入の際の助成等について検討してほしい旨意見を聴取したところです。

災害等により停電が発生すると、電気で稼働する在宅療養等支援用具等を使用している家庭においては、停電に伴い生命の危険等重大な影響が生じることから、当該家庭においては、停電時でも当該用具等に電気を供給する機器の整備が必要です。

このため、日常生活用具給付等事業の給付対象に、在宅療養等支援用具等に使用できる発電機や蓄電池等を加えることについて、貴市町村でご検討くださるようお願いします。

【担当】社会参加推進グループ 岩谷

TEL : 017-734-9309

E-mail : reiko_iwaya@pref.aomori.lg.jp

青 障 第 1 3 3 2 号
令和 6 年 1 月 2 4 日

各 市 町 村 長 殿
(障害福祉担当課扱い)

青森県健康福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

医療的ケア児の個別避難計画の策定について

医療的ケア児支援施策の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年11月14日付け青防第430号において、個別避難計画の早期着手等に取り組んでいただくようお願いしているところです。とりわけ人工呼吸器等を使用している医療的ケア児については、災害対策の必需品の準備、電源や避難先の確保、避難方法の整理等を要し、個別避難計画の優先的な策定が必要な対象者となりますので、個別避難計画の策定について速やかに進められるようお願いします。

なお、計画の策定を進めるに当たり、必需品の考え方、多職種との連携方法や避難先との調整等について、青森県小児在宅支援センター及び青森県医療的ケア児等圏域アドバイザーが支援することができますので、適宜御相談いただきますようお願いします。

記

1 参考通知

- ・「避難行動要支援者の避難確保に向けた個別避難計画の策定について」（令和5年11月14日付け青防第430号）
- ・「災害時個別計画の作成について」（令和3年7月12日付け青障第567号）

2 資料

- ・令和4年度個別避難計画作成モデル事業報告書（令和5年3月内閣府（防災担当））
- ・災害時難病患者個別避難計画を策定するための指針（令和4年3月厚生労働行政推進事業費補助金（難治性疾患政策研究事業）「難病患者の総合的地域支援体制に関する研究」班）

【担当】 社会参加推進グループ 岩谷

TEL : 017-734-9309

E-mail : reiko_iwaya@pref.aomori.lg.jp